

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○お知らせ

- ・令和6年度集団指導のお知らせ(介護保険・訪問看護)
- ・介護人材確保・職場環境改善等事業について
- ・通所系サービス事業所規模区分の確認のお願い
- ・令和7年4月適用の業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算に関する届出を受け付けます
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・<予告>介護職員就業促進事業、訪問介護採用応援事業の、令和7年度の実施事業者募集は4月上旬から中旬の予定です。応募漏れにご注意ください！

令和7年3月1日発行 第248号

○ 令和6年度集団指導のお知らせ(介護保険・訪問看護)

お知らせ

介護保険法の指定(介護予防)訪問看護事業所に係る集団指導を実施しております。対象事業所に対してメール又は郵送にて実施通知を送付いたしましたので、受け取りましたら速やかに受講してください。

なお、原則として指導検査業務システム(事業者ポータル)を利用し、期限までに動画を視聴して受講確認アンケートに回答していただく方法での受講となります。

回答期限は令和7年3月14日(金)までとなります。ご協力のほどお願いいたします。
動画や要点資料について参照される場合は、以下のホームページをご覧ください。

【 介護機関指導担当の訪問看護のホームページ 】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/syudanshiryo/houkan_syudanshidou

また、介護保険法の指定事業者及び施設のうち医療系の開設者に対する集団指導の他の種別(訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・介護医療院・短期入所療養介護・居宅療養管理指導)についても順次実施予定です。実施通知を受け取りましたら、ご受講のほどお願いいたします。

【問い合わせ先】

東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 介護機関指導担当

電話:03-5320-4284、4278

メールアドレス:S1140302@section.metro.tokyo.jp

○ 介護人材確保・職場環境改善等事業について

お知らせ

介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所を支援することを目的として、介護人材確保・職場環境改善等事業の実施を予定しています。

本補助金について、詳細は介護保険最新情報 vol.1352 及び vol.1357(Q&A)(下記QRコード)をご参照ください。その中で特に留意していただきたい事項を以下のとおりまとめましたのでご確認ください。



○対象事業所

- ・本補助金の対象となるサービス種別は介護保険最新情報 vol.1352(別紙1)をご参照ください。
- ・**基準月において、処遇改善加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。)を算定している事業所が対象**となります。
- ・基準月は、**原則として、令和6年12月**です。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、**令和7年1月、2月又は3月**の任意の月を対象月とすることができます。なお、**計画書提出後に基準月を変更することはできません**のでご注意ください。
- ・基準月において処遇改善加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。)を取得していない場合であっても、**令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象**となります。(加算Ⅴ取得中の事業所が補助金申請する場合は、令和7年4月から加算Ⅰ～Ⅳを取得するため、別途処遇改善計画書と介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要です。)
- ・**令和7年4月以降に開設する新規事業所は、本事業の対象外**となります。
- ・**計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外**となります。
- ・月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映されます。

○補助金の要件

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければなりません。

- (1) 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2) 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
- (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)の取組

○補助対象経費

(1) 職場環境改善経費

介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費に充当することが基本となります。

※一般の介護職員を募集するための経費に充てることは想定しておりません。

※次世代介護機器導入促進支援事業及びデジタル機器導入促進支援事業の対象経費(介護テクノロジー等の機器購入費用)に充当することはできません。

(2) 人件費

介護職員等(介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。)の人件費(手当、賞与等(退職手当を除く。))の改善に充てることができます。

※補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費改善の対象とした職員の平均的な賃金水準(賃金の高さの水準をいう。)を低下させてはなりません。

※あらかじめ決まった配分ルール等はなく、人件費に全額充てることも、職場環境改善の経費に全額充てることも可能です。

○その他

・補助金(一月当たりの介護総報酬×サービス類型別交付率)の交付は6月頃を予定しています。交付は1回限りです。

・職場環境改善経費への支出や人件費の改善は、実績報告書提出期限までに行っていただく必要があります。

・実績報告書では補助金の使途について具体的に記載していただきます。なお、対象経費以外に使用していたことが判明した場合は、返還となります。

・職場環境改善経費について、消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

○都道府県知事への届出

(1)補助金

各事業所の所在する都道府県に介護人材確保・職場環境改善等補助金計画書(別紙様式 2-3、2-4)を提出してください。計画書の受付開始は予算成立後の令和7年3月中旬、提出期限は令和7年4月15日(火曜日)を予定しています。

※補助金申請においては、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業についても申請先は東京都になります。区市町村への申請は不要です。

(2)処遇改善加算

各事業所の指定権者に処遇改善計画書(別紙様式 2-1、2-2)を提出してください。加算を新規取得する場合や区分変更する場合は、併せて介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要です。令和7年4月及び5月分を算定する場合の提出期限は令和7年4月15日(火曜日)です。

※処遇改善加算においては、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の申請先はこれまでと同様に区市町村です。

留意事項は以上となります。本補助金の詳細なご質問についてはコールセンターにお問い合わせください。

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号:050-3733-0222(受付時間:9:00~18:00(土日含む))

○ 通所系サービス事業所規模区分の確認のお願い

お知らせ

令和7年度も引き続き事業を実施する通所介護及び通所リハビリテーション事業所におかれましては、事業所規模区分が変更になるか否かをご確認いただき、変更になる場合は、令和7年3月15日までに届出をしていただく必要があります。計算方法や提出書類については、以下のHPに掲載していますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

○通所介護事業所の皆様

福祉局トップ>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等>

6 通所介護

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/6_tuukai



○通所リハビリテーション事業所の皆様

福祉局トップ>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等>

7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(病院、診療所のみ)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha



○ 令和7年4月適用の業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算に関する届出を受け付けます

令和6年度介護報酬改定に伴い、令和7年4月1日より、訪問系サービス及び福祉用具貸与で業務継続計画（BCP）未策定減算、短期入所系サービスで身体的拘束廃止未実施減算の適用が開始します。

減算とならないためには、適切に措置を講じていただいた上、以下に記載のとおり届出の提出が必要となりますので、対象のサービスを実施の事業所におかれましては、御対応をお願い申し上げます。

※届出の締切りは令和7年4月1日ですが、記載内容の確認や、再提出をお願いする場合がありますので、早めの提出をお願いいたします。

<令和7年4月1日までに届出が必要>

・業務継続計画（BCP）未策定減算 ※令和7年3月15日締切から延長いたしました。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与
（訪問介護以外は予防を含む）

・身体拘束廃止未実施減算

短期入所生活介護、短期入所療養介護（各予防を含む）

詳細のご案内はこちらから

福祉局トップ>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等
>0 全サービス共通

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu



○本件に関する問合せ

<介護老人保健施設・介護医療院の短期入所療養介護の届出>

・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の届出に関すること

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当（老健・医療院担当） 03-5320-4264

・その他のお問合せ、事業所運営や介護報酬の制度に関する問合せは、原則、以下のお問い合わせフォームからお願いしております。

東京都福祉局>高齢者>高齢者施設>事業者へのお知らせ（通知文書等）

「～問合せ方法のご案内～【施設支援課／施設運営担当】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/oshirase/unnei-toiawase>



<上記以外の届出>

・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の届出に関すること

東京都福祉保健財団事業者支援部介護事業者指定室 03-3344-8517

・その他のお問合せ、事業所運営や介護報酬の制度に関する問合せは、原則、以下のお問い合わせフォームからお願いしております。

東京都福祉局>高齢者>東京都介護サービス情報

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

→「<質問フォーム>都指定の居宅サービスに関するご質問はこちらから」



○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者…都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブの他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2024年4月1日から**2025年3月10日まで**(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者を実施委託をしております。

【 注意喚起情報 】

火は使わないけれど…電気ストーブ火災に注意！！

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/attention/2023/kigaikiken/documents/202501_stove.html

(1月9日 東京都消費生活総合センターより発表)

「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意－2024年度に急増しています－

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250115_1.html

(1月21日 国民生活センターより発表)

毛染めによるアレルギーに注意 アナフィラキシーが起きることも

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen503.html

(1月30日 国民生活センターより発表)

○令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和6年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】 東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

🔍 東京都訪問看護推進総合事業



<R6年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修: 共通科目、在宅療養にかかる科目	新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項が発表された場合は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡のうえ、合格又は受講決定通知を受領後、速やかに申請してください。 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ2000000r5a0MAA J グランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	締切は終了しておりますが、今年度中に雇用する代替職員について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。 ※詳細はホームページをご覧ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyoku.html
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進・基礎実務・経営安定コース 受付終了しています。 (2) 看多機実務研修コース 受付終了しています。
	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都立大学に委託して実施します。	<u>3月の研修の申し込みを開始しています。</u> ※詳細はホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/

訪問看護オンデマンド研修の動画公開中

令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！

[https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4q](https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE)

RZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL 03-5000-7560

○ <予告> 介護職員就業促進事業、訪問介護採用応援事業の、令和7年度の実施事業者募集は4月上旬から中旬の予定です。応募漏れにご注意ください！

東京都では、介護分野への人材の参入促進と即戦力の確保を図るため、「**介護職員就業促進事業**」「**訪問介護採用応援事業**」を実施しています。

令和7年度についても、事業を継続して実施する予定ですので、お知らせします。

(※現時点では正式な決定ではなく、あくまで**予告扱い**となります。令和7年度東京都予算が東京都議会において議決されたとき、事業の実施が確定します。)

実施事業者の募集は、例年どおり、4月上旬から中旬まで(「**公募一次**」)を予定しています。

応募漏れののないよう、ご注意ください。

また、「**公募二次**」(6月上旬から中旬まで)も実施する予定ですが、原則は、「**公募一次**」での応募となります(※雇用開始時期について、公募二次は公募一次よりも後ろ倒しとなります。)

両事業ともに、介護業務への就労を希望する方を対象に、介護事業所等で有期雇用(最大6か月)し、介護業務に従事しながら介護職員初任者研修等を受講させることで、介護事業所での雇用確保と資格取得支援を併せて行うものです。

<令和7年度から初めて利用することを検討されている事業者の方へ>

本事業を利用するには、定められた事業者公募の時期(**公募一次**または**公募二次**)において、応募をしていただく必要があります。令和7年5月上旬から10月末頃に介護職員を採用するかどうか現時点で未定であっても、**1人でも雇用する可能性がある場合は、応募手続き(エントリー)を行ってください。**

<これまでに利用されたことのある事業者の方へ>

事業内容について、今後ホームページで掲載される情報を十分ご確認ください。

令和7年度の事業内容について、東京都福祉局ホームページにおいて、随時更新予定です。

3月上旬から中旬にかけて、〈案〉を掲載しますので、募集開始前に必ずご確認ください。

本事業は、東京都福祉人材センター(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)に委託して実施予定です。

介護職員就業促進事業(東京都福祉局HP)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/syugyosokushin>

訪問介護採用応援事業(東京都福祉局HP)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/homonkaigosaiyooen>

<令和7年度の事業実施について>

東京都福祉局 高齢者施策推進部

介護保険課 介護人材担当 電話 03-5320-4267

<現行(令和6年度)の事業について>

東京都福祉人材センター 介護人材担当 電話 03-5211-2910